

古平町中心拠点誘導複合施設建設事業  
事業者選定プロポーザル  
募集要項

平成30年7月

古平町

## 目次

1	目的	1
2	事業の概要	1
3	選定方法	2
4	募集要項等の配布	2
5	事務局	2
6	スケジュール	3
7	参加資格及び条件	3
8	参加表明書等（資格審査）の提出	7
9	審査結果（資格審査）の通知	9
10	技術提案書等（提案審査）の提出	9
11	プレゼンテーション及びヒアリング	12
12	審査結果（提案審査）の公表及び通知	13
13	契約手続き	13
14	その他	13

## 1 目的

古平町（以下「町」という。）は、「古平町役場庁舎建設基本構想（平成29年8月）」を策定し、役場庁舎等の建設計画の検討を進めてきた。本施設は環境に配慮した、北海道初のBELSの認証を受けたZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）庁舎等を目指しており、今般、「DB方式（設計・施工一括発注方式）」により、民間事業者（以下「事業者」という。）が保有する豊富な実績と高度な設計及び施工能力を積極的に取り入れ、審査委員会の選定審査を経て事業者を選定する「公募型プロポーザル方式」（以下「本プロポーザル」という。）を採用することとした。

本募集要項に基づき、「古平町中心拠点誘導複合施設建設事業」（以下「本事業」という。）の事業者を公募するものである。

## 2 事業の概要

### (1) 事業名

古平町中心拠点誘導複合施設建設事業

### (2) 事業場所

北海道古平郡古平町大字浜町40番地4

### (3) 業務内容

- ア. 古平町中心拠点誘導複合施設に係る基本設計及び実施設計（以下「設計業務」という。）
- イ. 古平町中心拠点誘導複合施設に係る工事監理（以下「工事監理業務」という。）
- ウ. 古平町中心拠点誘導複合施設に係る建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事（以下「施工業務」という。）
- エ. 上記設計業務、工事監理業務及び施工業務を総括して「本業務」という。

### (4) 履行期間（予定）

本業務の履行期間の目安は以下のとおりとする（提案による前倒しは可とする）

設計業務：平成30年（2018年）10月1日～平成32年（2020年）1月31日

工事監理業務：平成32年（2020年）4月1日～平成34年（2022年）1月31日

施工業務：平成32年（2020年）4月1日～平成34年（2022年）1月31日

### (5) 計画施設概要

#### ア. 規模

想定延床面積は4,200平方メートル程度。

- イ. 施設概要は、配布資料「古平町中心拠点誘導複合施設建設事業 要求水準書」（以下「要求水準書」という。）のとおりにする。

### (6) 上限提案価格

2,276,000,000円（消費税及び地方消費税相当額を除く）

#### (7) 下限提案価格

上限提案価格に対し、10分の9から10分の7までに相当する額の範囲内で失格基準提案価格を設定する。失格基準提案価格を下回る参加者は失格とする。

### 3 選定方法

#### (1) 審査委員会及び審査基準

審査は、学識経験を有する者及び行政関係者で構成する「古平町中心拠点誘導複合施設建設事業プロポーザル方式審査委員会」（以下「審査委員会」という。）において行う。審査基準は、配布資料「古平町中心拠点誘導複合施設建設事業 事業者選定プロポーザル審査要領」による。なお、審査員及び審査経過は非公開とする。

#### (2) 資格審査

町事務局は、参加者から提出される参加資格審査に関する提出書類を基に、参加者が参加資格を満たしているか否かを審査する。

#### (3) 提案審査

資格審査で選定された者の中から、技術提案書等について、審査委員会の審査に基づく評価により、最優秀者及び次点者を選定する。なお、審査結果に対する異議は一切認めない。

### 4 募集要項等の配布

#### (1) 配布方法

町ホームページ (<http://www.town.furubira.lg.jp/>) からダウンロードすること。

#### (2) 配布期間

平成30年 7月17日（火）から平成30年 7月31日（火）まで

#### (3) 配布資料

- ・古平町中心拠点誘導複合施設建設事業 事業者選定プロポーザル募集要項
- ・古平町中心拠点誘導複合施設建設事業 事業者選定プロポーザル審査要領
- ・古平町中心拠点誘導複合施設建設事業 様式集
- ・古平町中心拠点誘導複合施設建設事業 要求水準書
- ・古平町役場庁舎建設基本構想

### 5 事務局

〒046-0192

北海道古平郡古平町大字浜町40番4

古平町役場 総務課総務係

電 話 0135-42-2181 F A X 0135-42-3583

e-mail : [soumu.sct@town.furubira.lg.jp](mailto:soumu.sct@town.furubira.lg.jp)

## 6 スケジュール

		内 容	日 時
資格審査	参加表明書等の提出	募集公告	平成30年 7月 17日 (火)
		募集要項等の配布	平成30年 7月 17日 (火) から 平成30年 7月 31日 (火) まで
		参加表明書等に関する質問書の受付	平成30年 7月 17日 (火) から 平成30年 7月 20日 (金) まで
		質問書の回答	平成30年 7月 25日 (水)
		参加表明書等の受付	平成30年 7月 26日 (木) から 平成30年 7月 31日 (火) まで
		審査結果の通知	平成30年 8月 3日 (金)
提案審査	技術提案書等の提出	技術提案書等に関する質問書の受付	平成30年 8月 6日 (月) から 平成30年 8月 10日 (金) まで
		質問書の回答	平成30年 8月 17日 (金)
		技術提案書等の受付	平成30年 9月 3日 (月) から 平成30年 9月 7日 (金) まで
		ヒアリング・プレゼンテーション (日付は未定)	平成30年 9月 21日 (金) まで
		審査結果の通知	平成30年 9月 26日 (水)
		基本協定書締結	平成30年 10月 1日 (月) 予定
		基本設計業務委託契約締結 (以降、随時契約締結予定)	平成30年 10月 1日 (金) 予定

注) スケジュールは予定であり、多少前後する場合がある。

## 7 参加資格及び条件

### (1) 参加者の構成

#### ア. 参加者について

参加者は、設計業務、工事監理業務及び施工業務を行うことのできる技術的能力及び実績を有する単体企業又は複数の企業（建設会社及び設計事務所）により構成されるグループ（以下「参加グループ」という。）とする。

また、全ての業務において、共同企業体を組成することも可とする。共同企業体は、代表者と構成員とで構成されるものとし、構成員の数及び出資比率の制限は設けない。

なお、設計業務を行う共同企業体を「設計共同企業体」、工事監理業務を行う共同企業体を「工事監理共同企業体」、設計業務及び工事監理業務を行う共同企業体を「設計・工事監理共同企業体」、施工業務を行う共同企業体を「建設共同企業体」とする。

イ. 単体企業による応募の場合について

単体企業は、設計業務、工事監理業務及び施工業務の全てを行う者とし、下記（２）及び（３）の参加資格要件を満たす者でなければならない。

ウ. 参加グループによる応募の場合について

参加グループの構成は、施工業務を行う企業を代表企業とし、設計業務及び工事監理業務を行う企業を構成企業とする。

代表企業（建設共同企業体の場合はその代表者）は、下記（２）及び（３）－ウの参加資格要件を満たす者でなければならない。構成企業のうち設計業務を行う企業（設計共同企業体等の場合はその代表者）は、下記（２）及び（３）－アを満たす者でなければならない。また、構成企業のうち工事監理業務を行う企業（工事監理共同企業体等の場合はその代表者）は、下記（２）及び（３）－イを満たす者でなければならない。

エ. 設計共同企業体等の構成員について

設計共同企業体、工事監理共同企業体及び設計・工事監理共同企業体の構成員は、下記（２）及び（４）の参加資格要件を満たす者でなければならない。

オ. 建設共同企業体の構成員について

建設共同企業体の構成員は、下記（２）及び（５）の参加資格要件を満たす者でなければならない。

カ. 複数応募の禁止について

構成企業及び共同企業体の構成員は、本プロポーザルに参加する他の参加者の構成企業及び共同企業体の構成員であってはならない。

(2) 共通する参加資格要件

ア. 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定により、入札参加制限を受けていないこと。

イ. 町の平成29・30年度建設工事又は設計等業務の競争入札参加資格を有する者であること。

ウ. 公告日現在において、古平町指名停止等の措置に関する規制に基づく指名停止の措置期間中でないこと。

エ. 公告日現在において、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申し立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申し立てがなされている者でないこと。（更生手続開始の決定後又は再生手続開始の決定後、手続開始決定日以降の日を審査基準日とする経営事項審査に基づく有資格者名簿の登載者を除く）

オ. 本店が所在する都道府県又は市町村から課税されている地方税を滞納している者でないこと。

カ. 国税を滞納している者でないこと。

キ. 都道府県公安委員会が指定する暴力団又は暴力団連合体の構成員を役員並びに支配人及び代表者として使用している者でないこと。

(3) 業務別の参加資格要件

ア. 設計業務を行う企業の参加資格要件

①建築士法（昭和 25 年法律第 202 号）第 23 条第一項の規定に基づく、一級建築士事務所登録を受けている者であること。

- ②北海道内に本店又は建築士法に基づく許可を受けた事務所を有すること。
- ③平成20年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす実施設計業務を履行した実績があること（共同企業体の場合は代表者に限る）。

(7) 延床面積3,000平方メートル以上の新築の建物（事務用途に限る）で、かつZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）施設（※1）の実実施設計業務

※1：ZEB施設とは、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づき、省エネ性能表示に関する第三者認証（BELS）において、「ZEB Ready（基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減）」以上を取得している建物とする。

④次のとおり設計管理技術者及び設計主任技術者を配置すること。

(7) 設計管理技術者

- ・設計管理技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・設計管理技術者は、参加表明書等の提出以前に参加者のうち設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ・設計管理技術者は、設計主任技術者を兼任してはならない。

(4) 設計主任技術者

- ・意匠、構造、電気設備及び機械設備の各主任技術者をそれぞれ1名配置すること。
- ・各主任技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者のうち設計業務を行う企業と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ・各主任技術者は、以下の資格を有すること。

担 当	資格名称
意 匠	一級建築士
構 造	構造設計一級建築士
電気設備	設備設計一級建築士又は建築設備士又は技術士
機械設備	設備設計一級建築士又は建築設備士又は技術士

イ. 工事監理業務を行う企業の参加資格要件

- ① 建築士法（昭和25年法律第202号）第23号第一項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ② 北海道内に本店又は建築士法に基づく許可を受けた事務所を有すること。
- ③ 平成20年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす工事監理業務を履行した実績があること（共同企業体の場合は代表者に限る）。

(7) 延床面積3,000平方メートル以上の新築の建物（事務用途に限る）で、かつZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）施設（※1）の工事監理業務

※1：ZEB施設とは、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づき、省エネ性能表示に関する第三者認証（BELS）において、「ZEB Ready（基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減）」以上を取得している建物とする。

④ 次のとおり工事監理業務管理技術者を配置すること。

(ア) 工事監理業務管理技術者

- ・工事監理業務管理技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士の資格を有すること。
- ・工事監理業務管理技術者は、参加表明書等の提出以前に参加者のうち工事監理業務を行う企業と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

ウ. 施工業務を行う企業の参加資格要件

- ① 建設業法の営業所のうち、北海道内に本店又は建設業法に基づく許可を受けた支店又は営業所を有していること。
- ② 建築一式工事について、建設業法（昭和24年法律第100号）に基づく特定建設業の許可を受けている者であること。
- ③ 国土交通大臣又は都道府県知事が通知した建設業法第27条の29第1項に規定する総合評定値のうち、「建築一式工事」の得点が1,400点以上を有する者であること。
- ④ 平成20年度以降に業務が完了した、以下の全ての要件を満たす施工業務を履行した実績があること（共同企業体の場合は代表者に限る）。

(ア) 延床面積3,000平方メートル以上の新築の建物（事務所用途に限る）で、かつZEB（ネット・ゼロ・エネルギー・ビル）施設（※1）の施工業務

※ ZEB施設とは、建築物のエネルギー消費性能の表示に関する指針に基づき、省エネ性能表示に関する第三者認証（BELS）において、「ZEB Ready（基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減）」以上を取得している建物とする。

⑤ 次のとおり現場代理人及び監理技術者を配置すること。

(ア) 現場代理人

- ・現場代理人は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ・現場代理人は、参加表明書等の提出日以前に参加者のうち施工業務を行う企業と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

(イ) 監理技術者

- ・監理技術者は、参加表明書等の提出時点において、建設業法に規定される資格・実績を有すること。
- ・監理技術者は、参加表明書等の提出時点において、一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有すること。
- ・監理技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者のうち施工業務を行う企業と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。
- ・監理技術者は、現場代理人を兼ねることができる。

(4) 設計共同企業体、工事監理共同企業体及び設計・工事監理共同企業体構成員の参加要件

- ① 北海道内に本店又は建設士法に基づく許可を受けた事務所を有していること。
- ② 建築士法（昭和25年法律第202号）第23号第一項の規定に基づく、一級建築士事務所の登録を受けている者であること。

③ 次のとおり担当技術者を配置すること。

(ア) 担当技術者

- ・担当技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者のうち設計及び工事監理業務を行う企業と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

(5) 建設共同企業体構成員の参加要件

① 古平町の平成29・30年度建設工事競争入札参加資格登録者格付け等級のうち、「建築A1000点以上」を有する者であること。

② 次のとおり担当技術者を配置すること。

(ア) 担当技術者

- ・担当技術者は、参加表明書等の提出日以前に参加者のうち施工業務を行う企業と直接的かつ恒常的に3か月以上の雇用関係を有すること。

(6) 失格要件

次のいずれかの事項に該当する場合は、その参加者は失格又は提出した書類が無効になることがある。

ア. 審査委員会の委員又は事務局関係者に、不正な接触又は要求をした場合。

イ. 審査の公平性に影響を与える行為があったと審査委員会が認めた場合。

ウ. 募集要項の規定に違反すると町長が認めた場合。

エ. 指定する様式によらないほか、提出書類に関して次のいずれかに該当する場合。

①提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。

②様式及び記載上の留意事項に示す条件に適合しない場合。

③記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。

④虚偽の記載がある場合。(契約締結後に事実関係が判明した場合も同様とする。)

オ. 本プロポーザルの募集公告日から基本協定締結の日までに、古平町指名停止等の措置に関する規制に基づく指名停止を受けた場合。

## 8 参加表明書等（資格審査）の提出

(1) 提出書類及び部数

ア. 参加表明書 ①、②、③のいずれかを1部

①単体企業の場合【様式1-1】

②参加グループの場合【様式1-2】

③参加グループの場合（共同企業体の場合）【様式1-3】

イ. 共同企業体協定書【様式2】 該当する場合に限り1部

ウ. 参加資格確認資料 各1部 ※資格、実績を証明する資料を適宜添付すること

① 企業の参加資格確認調書

(ア) 設計業務【様式3-1】

(イ) 工事監理業務【様式3-2】

(ウ) 施工業務【様式3-3】

② 配置予定技術者の資格確認調書

- (ア) 設計管理技術者【様式4-1】
- (イ) 設計主任技術者（意匠）【様式4-2】
- (ウ) 設計主任技術者（構造）【様式4-3】
- (エ) 設計主任技術者（電気設備）【様式4-4】
- (オ) 設計主任技術者（機械設備）【様式4-5】
- (カ) 工事監理業務管理技術者【様式4-6】
- (キ) 現場代理人【様式4-7】
- (ク) 監理技術者【様式4-8】
- (ケ) 担当技術者【様式4-9】

※ ア、イ及びウの各資料をクリップ等でまとめて提出すること（ホチキスは用いない）。

(2) 提出方法

ア. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するが、原本が必要な場合は、82円切手を貼った返信用封筒（定型）を提出書類に同封すること。

ウ. 受付期間

平成30年 7月 26日（木）から平成30年 7月 31日（火）午後5時まで

エ. 提出場所

2ページ「5 事務局」まで

(3) 参加表明書等に関する質問の受付及び回答

ア. 質問の方法

参加表明書等に関する質問がある場合は、質問書（【様式5】）を添付した電子メールにて「5 事務局」で提出すること。電子メール以外での質問は受け付けない。また、提案審査で使用する技術提案書等の内容についての質問は、ここでは受け付けない。

イ. 質問の受付期間

平成30年 7月17日（火）から平成30年 7月20日（金）午後5時まで。

ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成30年 7月 25日（水）に町公式ホームページにおいて公表する。

エ. 現地調査が必要な場合は、2ページの「5 事務局」にて、随時受け付けるものとする。

## 9 審査結果（資格審査）の通知

資格審査は平成30年 8月 3日（金）を予定しており、技術提案書等を提出できる者の審査結果は、参加表明書等を提出した全ての参加者に対し、書面にて通知する。

## 10 技術提案書等（提案審査）の提出

### (1) 提出書類及び部数

ア. 技術提案書 ①、②、③のいずれかを1部

① 単体企業の場合【様式6-1】

② 参加グループの場合【様式6-2】

③ 参加グループの場合（共同企業体の場合）【様式6-3】

押印のうえ、提出すること。

イ. 技術提案資料 各 10部（正本 1部 副本 9部）

① 業務実績に係る提案書 ※業務実績を証明する資料を適宜添付すること

(ア) 企業のZEB施設的设计業務実績、工事監理業務実績、施工業務実績、補助金取得等平成20年度以降に業務が完了した、次のa、b、c、dに該当するZEB施設（※2）の業務実績を各1件記載すること。ただし、同一案件が複数該当する場合には、重複して記載することを可とする。

※2：ZEB施設とは、事務用途の建物で、新築、増築、改築、改修によるものを含み、BELS認証を取得したもの、又は完成後のモニタリング結果により証明できるものとする。

a 設計業務実績【様式7-1】

a-1 『ZEB』の設計業務実績：100%省エネビル（基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減）

a-2 北海道内でのZEB施設的设计業務実績：ZEB Ready（基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減）以上

b 工事監理業務実績【様式7-2】

b-1 『ZEB』の工事監理業務実績：100%省エネビル（基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減）

b-2 北海道内でのZEB施設の工事監理業務実績：ZEB Ready（基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減）以上

c 施工業務実績【様式7-3】

c-1 『ZEB』の施工業務実績：100%省エネビル（基準一次エネルギー消費量から100%以上の削減）

c-2 北海道内でのZEB施設の施工業務実績：ZEB Ready（基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減）以上

d 補助金取得及び支援実績【様式7-4】

ZEB施設に関する補助金の取得及び支援実績について、記載すること。

なお、本事業は、「二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（業務用施設等におけるネット・ゼロ・エネルギー・ビル（ZEB）化・省CO2促進事業）」の取得を予定している。

(イ) 配置予定技術者の業務実績

平成20年度以降に業務が完了した、次のa、b、c、d、eについて、要件を満たす業務実績を

各1件記載すること。ただし、同一案件が複数該当する場合には、重複して記載することも可とする。

a 設計管理技術者【様式8-1】

- ・ ZEB施設(※2)の設計管理技術者として従事した業務実績：ZEB Ready(基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減)以上

※2：ZEB施設とは、事務所用途の建物で、新築、増築、改築、改修によるものを含み、BELS認証を取得したもの、又は完成後のモニタリング結果により証明できるものとする。

b 設計主任技術者(意匠)【様式8-2】

- ・ ZEB施設(※2)の設計主任技術者(意匠)として従事した業務実績：ZEB Ready(基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減)以上

※2：ZEB施設とは、事務所用途の建物で、新築、増築、改築、改修によるものを含み、BELS認証を取得したもの、又は完成後のモニタリング結果により証明できるものとする。

c 設計主任技術者(構造)【様式8-3】

- ・ 延床面積3,000平方メートル以上の新築の建物(事務所用途に限る)の設計主任技術者(構造)として従事した業務実績

d 設計主任技術者(電気設備)【様式8-4】

- ・ ZEB施設(※2)の設計主任技術者(電気設備)として従事した業務実績：ZEB Ready(基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減)以上

※2：ZEB施設とは、事務所用途の建物で、新築、増築、改築、改修によるものを含み、BELS認証を取得したもの、又は完成後のモニタリング結果により証明できるものとする。

e 設計主任技術者(機械設備)【様式8-5】

- ・ ZEB施設(※2)の設計主任技術者(機械設備)として従事した業務実績：ZEB Ready(基準一次エネルギー消費量から50%以上の削減)以上

※2：ZEB施設とは、事務所用途の建物で、新築、増築、改築、改修によるものを含み、BELS認証を取得したもの、又は完成後のモニタリング結果により証明できるものとする。

② 業務実施方針に係る提案書【様式9】

以下の各評価対象項目について、具体的で有効な提案がなされているか評価を行う。

- ・ 業務実施方針
- ・ 全体管理計画

③ 設計業務に係る提案書

(7) 要求水準を踏まえた合理的な設計提案【様式10】

以下の各評価対象項目について、具体的で有効な提案がなされているか評価を行う。

- ・ 機能性
- ・ 効率性、フレキシビリティ

- ・防災機能性、事業継続性
- ・メンテナンス性

(イ) 環境配慮・ZEB庁舎実現への提案【様式11】

以下の各評価対象項目について、具体的に有効な提案がなされているか評価を行う。

- ・環境配慮型庁舎への取組み
- ・省エネルギー性と快適性の両立
- ・ZEBの実現に向けた取組み
- ・ZEB補助金取得の支援

(ウ) 計画概要・計画図等に関する提出書類（任意書式）

(ア)及び(イ)における各提案において、提案価格見積書の算出根拠となった、以下の書類を提出すること。

- ・施設計画概要（A3 1枚）
- ・構造計画概要（A3 1枚）
- ・設備計画概要（A3 1枚）
- ・内部仕上げ表（A3 1枚）
- ・各室面積表（A3 適宜）
- ・WEBプログラムによるBEI値計算資料一式（適宜）
- ・配置計画図（A3 1枚）
- ・各階平面計画図（A3 適宜）
- ・立面計画図（A3 適宜）
- ・断面計画図（A3 適宜）

③ 施工計画及びその他提案【様式12】

- (ア) 工程・品質管理について
- (イ) 周辺環境への配慮について
- (ウ) 地域経済への貢献について
- (エ) 町民への情報公開について

ウ. 提案価格見積書【様式13】

項目内訳及び見積提案金額を記載し、封緘した上で提出すること。

(2) 書類の提出方法

ア. 提出方法

提出書類は、提出先まで持参又は郵送とする。郵送する場合には配達証明付書留郵便とし、受付期限までに必着とする。

イ. 提出書類の受領確認

持参の場合は、受領時に提出書類受領確認書を渡す。郵送の場合は、ファクシミリにて提出書類受領確認書を送付するが、原本が必要な場合は、82円切手を貼った返信用封筒（定型）を提出書類に同封すること。

ウ. 受付期間

平成30年 9月 3日（月）から平成30年 9月 7日（金）午後5時まで

エ. 提出場所

2ページ「5 事務局」まで

### (3) 技術提案資料作成上の留意事項

- ア. 技術提案資料は参加者の考え方を文章で表現することを基本として、イメージスケッチ、透視図（パース）等を適宜使用し、参加者の提案内容や考え方が伝わるように工夫すること。
- イ. 文字の大きさは原則として10.5ポイント以上とすること。白黒・カラーは問わない。
- ウ. 使用する言語、通貨及び単位は、日本語、日本国通貨、日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とすること。
- エ. 要求した内容以外の書類や図面等は、受理しない。

### (4) 技術提案書等に関する質問の受付及び回答

#### ア. 質問の方法

技術提案書等に関する質問がある場合は、質問書（【様式14】）を添付した電子メールにて「5 事務局」まで提出すること。電子メール以外での質問は受け付けない。

#### イ. 質問の受付期間

平成30年 8月 6日（月）から平成30年 8月 10日（金）午後5時まで

#### ウ. 質問に対する回答

質問に対する回答は、一括して質問回答書としてとりまとめ、平成30年 8月 17日（金）に町公式ホームページにおいて公表する。

### (5) 辞退

技術提案書等の提出者に選定された者（資格審査で選定された者）が提出を辞退する場合は、任意書式の書面により、平成30年 9月 7日（金）までに事務局まで持参又は郵送すること。辞退した場合でも、これを理由として以後に不利益な扱いを受けることはない。

## 11 プレゼンテーション及びヒアリング

(1) プレゼンテーション及びヒアリングは、平成30年 9月21日（金）までの実施を予定しており、詳細な時間会場その他の実施要項は、資格審査で選定された者に対し別途通知する。

- ア. プレゼンテーション及びヒアリングは、非公開で行う。
- イ. プレゼンテーション及びヒアリングには、原則として、当該業務に予定する設計管理技術者、工事監理業務管理技術者、現場代理人又は監理技術者の参加を求める。
- ウ. プレゼンテーション及びヒアリングの参加人数は、5名以内とする。
- エ. プレゼンテーションは、準備を含め20分程度とする。プレゼンテーション終了後にヒアリング（質疑応答）を15分程度行う。
- オ. プレゼンテーションは、パワーポイント等によるものとする。スクリーン及びプロジェクターは町において用意するが、パソコン等その他必要な物は各自が用意すること。
- カ. 審査委員会が使用する資料は、事前に提出された、参加表明書及び技術提案書とする。プレゼンテーションは、参加表明書及び技術提案書をもとに行うこととし、追加の提案及び追加資料の配布は認めない。
- キ. ヒアリングは、提出された技術提案書に基づき、審査委員会が行うものとする。

## 1 2 審査結果（提案審査）の通知

提案審査結果の通知は平成30年 9月 26日（水）を予定しており、審査結果は、技術提案書等を提出した全ての参加者に対し、書面にて通知する。なお、選定結果に対する異議は、一切認めない。

## 1 3 契約手続き

### (1) 契約交渉

古平町は、参加者の中から審査委員会の選定した最優秀者を優先交渉権者とし、基本協定書を締結したうえで、契約交渉等を行うものとする。優先交渉権者に事故等があり、契約交渉等が不可能となった場合は、次点者を契約交渉等の相手方とする。基本協定書（案）、業務委託契約書（案）及び工事請負契約書（案）については、資格審査で選定された者に対し別途送付する。また、本業務の契約にあたっては、設計業務、工事監理業務、施工業務の業務毎に、各業務担当企業と随時締結する予定である。

なお、議会の議決に付すべき契約については、仮契約を締結し、町議会の可決後、本契約を締結するものとする。

### (2) 契約保証金

契約に当たっては、契約金額の100分の10以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、古平町財務規則のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除する。

## 1 4 その他

### (1) 費用の負担

本プロポーザルの参加のために参加者が要した費用は、すべて参加者の負担とする。

### (2) 提出書類の取扱い

ア. 提出された書類は、返却しない。

イ. 提出された書類は、本プロポーザルにおける審査以外の目的で使用せず、第三者に対して提供又は公開しない。ただし、審査に必要な範囲内で複製することができるものとする。

ウ. 提出された書類の差し替え及び再提出は認めない。また、参加表明書等に記載した設計管理技術者及び各主任技術者、工事監理業務管理技術者、施工の現場代理人及び監理技術者は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更することができない。

エ. 提出する書類に虚偽の記載をした参加者に対して、指名停止措置を行うことがある。

### (3) 異議の申し立て

本プロポーザルに関する異議申し立ては認めない。